

上水道料金を令和4年4月1日から改定します。

町では、子抱浄水場（昭和43年稼働）と川口浄水場（平成6年稼働）の二つの浄水場を稼働し、安定した水道水の供給に努めておりますが、令和2年度に実施した「資産維持から見る町上水道事業の将来予測」によれば、今後人口減少に伴う料金収入の減少に加え施設の老朽化による更新費用の増加により、約31パーセントの料金改定が必要との結果となっております。このことから引き続き上水道事業運営の安定化を図るため、経営状況を勘案しながら数年かけて段階的な料金改定を行う予定としています。

今回の料金改定では、おもに高齢者世帯や小規模事業者などの使用水量の少量化に合わせた基本水量及び料金を見直し、一般用の基本料金を「10立方メートル当り2,032円」から「8立方メートル当り1,925円」に、業務・営業用の基本料金を「20立方メートル当り4,171円」から「16立方メートル当り4,125円」に改定します。また、基本水量を超過した場合の1立方メートル当りの超過料金を、一般用で「214円」から「242円」に、業務・営業用で「235円」から「280円」に改定し、全体で約12パーセントの料金改定を行います。

用途区分では、町認定集会施設の使用水量が少量であることを考慮して、「業務・営業用」から「臨時用」へ変更し、施設を管理する自治振興会等への負担軽減を図ります。

また、給水装置の新設等に係る加入者負担金については、口径が増すほどより多くの水を使用することができることを考慮して、口径断面積に応じた改定を行います。

◆水道料金改定表

（消費税込み）

水道料金							
改定前				改定後			
用途	基本料金	超過料金	摘要	用途	基本料金	超過料金	摘要
一般用	2,032円/10m ³	214円/m ³	家庭用、共同栓	一般用	1,925円/8m ³	242円/m ³	家庭用、共同栓
業務・営業用	4,171円/20m ³	235円/m ³	町認定集会施設、官公庁、会社及び団体、旅館、料理店、飲食店、病院等	業務・営業用	4,125円/16m ³	280円/m ³	官公庁、会社及び団体、旅館、料理店、飲食店、病院等
湯屋用	13,902円/100m ³	171円/m ³	大衆浴場	-	-	-	-
臨時用	-	278円/m ³	臨時	臨時用	440円/1m ³	440円/m ³	臨時、町認定集会施設

《計算例》

○一般用で1か月の使用水量が10m³の場合

（消費税込み）

計算項目	基準	料金
基本料金	8m ³ まで	1,925円
超過料金	242円×(10m ³ - 8m ³)	484円
合 計		2,409円

◆加入者負担金改定表

(消費税込み)

加入者負担金			
改定前		改定後	
口径別	加入者負担金	口径別	加入者負担金
13mm	26,736円	13mm	27,500円
20mm	37,430円	20mm	64,900円
25mm	42,777円	25mm	101,200円
30mm	53,473円	30mm	146,300円
40mm	160,417円	40mm	259,600円
50mm	267,361円	50mm	405,900円